

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	給水装置工事申請に関する事務	
行政機関の名称	上下水道課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課上水道施設係	
個人情報ファイルの利用目的	給水装置工事申請に係る審査、検査に利用	
記録項目	1.氏名、2.住所、3.電話番号、4.間取り	
記録範囲	給水装置の工事の申請をした者	
記録情報の収集方法	給水装置（新設・改造・撤去）申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無し	
記録情報の経常的提供先	上下水道課業務係	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 上下水道課上水道施設係	
	(所在地) 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78-2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨		
行政機関非識別加工情報の概要		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	上水道管路台帳システム	
行政機関の名称	上下水道課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課上水道施設係	
個人情報ファイルの利用目的	上水道の管路（導水管、送水管、配水管及び給水管）情報の管理	
記録項目	1.氏名、2.住所、3.量水器口径、4.水栓番号	
記録範囲	給水装置使用者	
記録情報の収集方法	上下水道台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無し	
記録情報の経常的提供先	無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 上下水道課上水道施設係	
	(所在地) 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78-2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無し	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨		
行政機関非識別加工情報の概要		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	量水器交換業務	
行政機関の名称	上下水道課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課上水道施設係	
個人情報ファイルの利用目的	計量法に基づく量水器の交換業務	
記録項目	1.氏名、2.住所、3.口径、4.メーター番号、5.水栓番号	
記録範囲	量水器交換の対象者	
記録情報の収集方法	上下水道台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無し	
記録情報の経常的提供先	量水器交換業務受託業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 上下水道課上水道施設係	
	(所在地) 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78-2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨		
行政機関非識別加工情報の概要		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	給水装置異動届	
行政機関の名称	上下水道課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課業務係	
個人情報ファイルの利用目的	水道使用者情報の異動に係る台帳入力事務を行うため。	
記録項目	1 使用場所、2 使用者氏名、3使用開始年月日、4電話番号	
記録範囲	上下水道利用者	
記録情報の収集方法	給水条例を根拠とする届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	課内（システム入力者）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）上下水道課業務係	
	（所在地）島根県隠岐郡隠岐の島町下西78-2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨		
行政機関非識別加工情報の概要		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	上下水道台帳・料金システム	
行政機関の名称	上下水道課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課業務係	
個人情報ファイルの利用目的	上下水道使用者等情報を登録し、管理及び各使用料等の調定及び収納に係る事務を行うため。	
記録項目	1 使用場所、2 使用者氏名、3 収納方法、4 使用開始年月日、5 その他（水道情報・下水道情報）	
記録範囲	上下水道利用者及び物件情報（メータ番号・給水排水種別）	
記録情報の収集方法	給水装置異動届 ・ 給水装置工事申請 ・ 下水道接続申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	その他（システム保守委託業者）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 上下水道課業務係	
	（所在地） 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78-2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
個人情報ファイルが第2条第9項第2号口に該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨		
行政機関非識別加工情報の概要		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	下水道台帳（下水道接続申請及び工事完了届）	
行政機関の名称	上下水道課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課業務係	
個人情報ファイルの利用目的	下水道へ接続する際の申請及び接続工事が完了した際の届出により、下水道へ接続している家庭を把握するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 使用開始年月日、4 その他（排水管情報）	
記録範囲	下水道利用者	
記録情報の収集方法	本人（指定業者）からの申請・届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	その他（システム保守委託業者）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）上下水道課業務係	
	（所在地）島根県隠岐郡隠岐の島町下西78-2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨		
行政機関非識別加工情報の概要		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		